

静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第12号

静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県手数料徴収条例施行規則（平成12年静岡県規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（略）		別表第2（略）	
条例別表の項	手数料の名称	条例別表の項	手数料の名称
（略）		（略）	
492の3の項	（略）	492の3の項	（略）
493の項	（略）	492の4の項	<u>運転技能検査手数料</u>
（略）		493の項	（略）
		（略）	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。